

## 令和6年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年5月13日（月）午後1：30～3：00

2. 場 所 : 山村開発センター 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (1人) 橋端 秀作委員

5. 会議書記 事務局主事 服部 優

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第4号 農地所有適格法人等の報告書について

日程第4 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可

について

日程第5 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## (令和6年第5回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村 農業委員会憲章の 唱和を行います。唱和の音頭を、4番 下村勇一郎 委員にお願いします。
	(新郷村 農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名について を議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には、5番佐藤久美子委員並びに8番工藤 勉委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(朗読と説明)
議長	次に日程第3 報告第4号 「農地所有適格法人等の報告について」を議題といたします。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。報告第4号、農地所有適格法法人等の報告について、説明いたします。農地法第6条の規定により農地所有適格法人報告書及び農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので報告します。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4、議案第12号、農地法 第3条 第1項の規定に基づく 農業委員会の 許可についてを 議題といたします。 受付番号第9号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	事務局 18ページをお開きください。議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく 農業委員会の許可についてご説明いたします。今回の案件は売買1件、贈与1件となっております。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。19ページをお開きください。受付番号第9号についてご説明いたします。 耕作者は申請地を以前から相対契約を結んで使用しており、譲渡人からの申出があつたため、今回申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第9号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑、意見はございませんか。
委員	隣接する所有者に確認は行ったのかどうか

事務局	確認はしておりません
委 員	確認してから承認して方が良いと思うがどうか。
議 長	ただいま、委員より意見が出ました。これより、採決いたします。議案第9号を保留し、確認後承認することにご異議ありませんか。
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第9号を確認後、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。次に受付番号第10号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号第10号についてご説明いたします。譲渡人は以前、別な耕作者へ農地を貸していましたが、返されたため、農地を手放したいと考えるようになりました。譲受人は自宅から近い所の農地を取得したいと考えており、両者の意思が一致したため、今回申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上で受付番号第10号の説明を終わります。
議 長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。 次に日程第5、議案第13号、農業 経営 基盤 強化 促進法に基づく農用地 利用集積 計画の 承認について を議題といたします。受付番号第13号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	12ページをお開きください。 受付番号第13号についてご説明いたします。 所有者は以前、別な耕作者へ貸しておりましたが、返されており、労働力不足により農地の受け手を探していました。耕作者は農地を探しており、面談し、この農地を提案しました。経営規模拡大及び農作業の効率化を図るために、申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、営農計画書を添付しておりますので 参考にしてください。 以上で受付番号第13号の説明を終わります。
議 長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議 長	質疑意見なしと認めます。これより採決いたします。 受付番号第13号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第13号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第14号から16号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	関連がありますので、受付番号第14号から16号についてご説明いたします。 耕作者は、これまで農地を使用しておりましたが、使用貸借をすることで、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、申請されたものです。所有者と耕作者の関係性として、受付番号第14号については、社員と親子関係、第15号については代表者と社員、第16号については、代表者と親子関係となっております。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第14号から16号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見無し)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第14号から16号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第14号から16号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 5月 13日

議長 日向將行

署名者 佐藤久美子

署名者 工藤 勉